

横浜港埠頭株式会社 人権の尊重に関する方針

わたしたちの経営理念は、横浜港の発展を担い、もってわが国経済の成長に寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献していくことです。

わたしたちは、「横浜港とともに」「社員とともに」「地域とともに」を経営方針として掲げ、事業活動を通じて、公益的な企業として人権の尊重に取り組み、社会的責任を果たしていきます。

その指針として、人権課題について、社員一人ひとりが自分の意識や価値観に関わる問題として捉え、考え、行動していくことができるよう、ここに人権の尊重に関する方針を策定します。

1 関連する法令等の遵守

わたしたちは、事業活動を行う国や地域において適用される人権に関する法令を遵守します。

また、国際連合の「国際人権章典（世界人権宣言・国際人権規約）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの人権に関する国際規範を支持・尊重します。

さらには、横浜港の運営を担う社会的使命を自覚し、横浜市が策定した「横浜市人権施策基本指針」を踏まえ、事業活動を行います。

2 適用範囲

本方針は、横浜港埠頭株式会社の全役員・社員に適用します。

3 事業活動における人権の尊重

- ① 事業活動において、人権、国籍、出身地、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がいによるあらゆる形態の差別を行いません。
- ② 身体的・精神的な虐待、ハラスメント行為を含むあらゆる非人道的な扱いや人身取引・強制労働及び児童労働を禁止します。
- ③ 健康かつ安全な職場・作業環境の確保や法定最低賃金の確保と生活賃金以上の支払い、結社の自由と団体交渉権を尊重します。
- ④ 多様な価値観や個性を持つ全ての個人が尊重され、公平に活躍できる職場の実現を目指します。

4 人権課題への取組

人権尊重の取組の重要性を理解し、行動が実践されるよう、当社人材育成ビジョンの研修計画に位置づけ、必要な教育及び能力開発を行っていきます。

また、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施し、人権への負の影響の回避・低減に努めます。

そして、わたしたちの事業活動が、人権への負の影響を直接的に引き起こしたり、助長したりしたことを把握した場合、適切な手段を通じて、その救済と是正を実施し、もしくは実施に協力します。

5 ステークホルダーとの連携

事業活動を通じ、関連するステークホルダーに対しても、本方針への理解・支持を得るよう努め、ともに人権の尊重に取り組むよう求めてまいります。

必要に応じ、横浜市や横浜港の関係者をはじめ、ステークホルダーと人権に対する影響や対処について、対話と協議を行っていきます。

当社における人権尊重の取組について、適時・適切に情報を開示します。

本方針は、令和8年3月9日開催の取締役会において承認され、令和8年4月1日より適用します。

令和8年4月1日
横浜港埠頭株式会社
代表取締役社長 植松 久尚